

個人の自由と市場制度

唐澤 裕智

問題設定

正義論では、分配的正義の是非をめぐり、市場を通して生じた結果は、自生的秩序を成り立たせる正義のルール（私法）に反しない以上、正義に適っているとする立場と、何らかの状態を基準にしてそれに反する以上、（社会的）正義に反するとする立場がある。仮に何に合意しているかと聞かれれば、前者はルールという手段に関する合意だけを問題にするのに対し、後者は目的についての同意まで要求するといえるだろう¹。市場という制度を活用するにせよ、分配的正義を反映した制度を活用するにせよ、その制度化で個人の自由がどのような状況におかれるのかが重要となる。表層的な理解によれば、前者では、ルールさえ守ればあとは個人の自由が存分に発揮できるとされ、後者では市場がカバーしきれない領域で国家や共同体がしっかりとあるべき社会の状態を考えれば個人の自由が（市場に翻弄されることなく）確保される、ということになる。しかし後者は、分配を要求する側、つまり弱者の立場から立論されるという性質上、個人の自由が語られる場合の多くが弱者についてのそれである。これが集団利益の確保であると理解されてしまわないよう、強者の合意を何らかの形でとりつけられるような試みが理論上なされるわけだが²、現実には白地手形のような合意を擬制しつつ、分配者³が分配的正義の具体的内容を定めることになるので、強者および「要求をしない弱者」の自由が問題とされている。仮に正義という概念がすべての人に普遍的に用いられるのだとすれば⁴、分配的「正義」という概念はそれ自体矛盾していることになる。では、前者の市場制度はどのように個人に自由をもたらしているといえるのだろうか。「市場では皆自由だから」という説明以上に、より具体的に市場が果たす機能に着目して市場制度と個人の自由との関係を考えてみたい。

標準的経済学

大学で学ぶ経済学はミクロ経済学とマクロ経済学にわかれている。マクロ経済学は政府

¹ ただし、後者のように目的について合意をする場合、手段についてなされた合意の内容は原型をとどめることはできず、目的についての合意につられて変更を余儀なくされることがある。たとえば、契約内容が特定目的に資するように常に修正されて解釈されたり、財産権の一部を特定目的に資するように共有にするという形で。

² たとえばロールズの格差原理は恵まれた人がどれだけ納得するかにかかっている。

³ ここに民主主義や討議の過程が反映されていても特定の意見が最後に通る、という性質は変わらない。

⁴ 井上達夫『共生の作法』（創文社、1986年）。普遍的に妥当しうる特定の正義の内容が存在する、または発見しうるという主張ではない。

の財政政策と中央銀行の金融政策を通して、インフレ率と失業率をともに抑えながら経済をいかに成長させるのかを考えているので、その有効性を疑問視するマネタリストや、政治的に自由を最大限尊重するリバタリアンは別として、市場を嫌う者から非難されることはあまりない。また、ミクロ経済学も、その目的は個人（経済学では「家計」という）や企業が今現在を基準として（つまり過去の努力とかはどうでもよい）、いかに時間や金や手持ちの財といった資源を最適な形で配分するかを研究することにある。これと完全競争市場などの仮定を前提にして例の需要・供給曲線を用いた価格メカニズムが語られる。したがって、少なくともミクロ経済学は、それが現実の取引の実態をうまく説明できているかどうかは別として、政治的に自由市場を擁護するといった意味合いはなく、市場に疑問を感じている者の批判対象にはならないはずである。また、このような経済学が採用する人間像が合理的であり、利己主義的であることを批判することもあまり意味がない。人は非合理的な存在であることや、自分だけでなく他人のことについても考える存在であるのは確かだが、最適な資源配分をしようとするにはどうすればいいかについては、個別具体的な個人の性質や善の構想とは関係なしに論じることができる。

結局、標準的経済学で語られていることに関して規範的に正しいかどうかという話を持ち込むのはお門違いである。言い換えれば、ここで個人の自由を制限するメカニズムが働いている、ということとはできない。経済学は効率性しか価値とみなしてないだとか、最大多数の最大幸福を追求するタイプの功利主義と同じである、という見方もできない。しかし、より根源的には、標準的経済学では取引費用が考慮されておらず、現実に機能している制度としての市場が語られていないため、ここで規範的な自由の問題を語る以前に、市場に関するいかなる事実も存在しない点に、標準的経済学を非難することの不毛さがある。

制度とシステム

現実の世界には取引費用が存在する。それが財の価格形成に果たす役割は大きく、また企業・市場・法が存在する理由でもある(Ronald Coase)。市場は制度(institution)として語られる。ここで言う制度には、法やルール、慣習、規範が含まれる。それは決して単なるシステムとして捉えられない。たしかに、市場（経済）や法、政治に対して、それぞれが何らかの機能を社会の中で果たすシステムとしてみることは、何も間違っていない。また、諸機能システムが内に閉じた構造となっているが、そのような構造が成立せしめているのは、各々が外に開かれているからだ、といったシステムの説明もおそらく間違っていない。たとえば、経済システムは内側においては富を追及するが、それは同時に個々の行動を規律づける法システムや政治システムに開かれており、そのような外部のシステムの存在が内側における富の追求を陰で支えている、といった説明である。しかしこのような説明はともするとシステムの内側でシステムの中核を担う働きをしている個人に関してはとくに問題としないが、システムの自己再生産に貢献しない個人はシステムの外に排除されるの

で彼らにも「平等な配慮と尊重」をする必要がある、といった方向へ流れてしまいがちである⁵。ルーマンやドゥオーキンの理論をこのように使うのが正しいのかはここで検討することはできないが、少なくともルーマンのシステム理論のように思想負荷性のなさそうな理論でも、規範的なコミットメントがなされた主張に援用されやすいということだけは言える。現実には、法も市場とともに取引費用を下げるという機能を担うことを考えると、制度として市場をみるか、システムとしてみるかは区別しておく方がよい。

市場総論

では、制度としての市場は個人の自由との関係でどのようなものとして捉えられるだろうか。一つには上で述べてきたように、それが取引費用を削減する場合、市場が存在しないときにはできなかった選択ができるようになるという意味で、個人の自由を促進するという側面がある。このような形で市場が機能しうるには、ジョン・マクミランによれば5つの条件が必要である⁶。

(1) 情報がスムーズに流れること

何がどこでどのような品質でいくらで入手可能か、についての情報は滞りなくあまねく行き渡っているほど、多くの人の自由な選択を可能にする。また、情報がないために、探索費用がかさむとなると、売り手は探索費用に多くはかけられないであろうことを見越して値段を高めに設定し、しかも下げようとする努力をしない。つまり、後に述べるような競争の「促進」どころではなく、競争そのものが生じないのである。その例として、モロッコのバザールにおいて、旅行者が旅の記念に買い物をすると思って、常に必要以上に高い買い物をしてしまう、という話があげられている。いくら同種の商品を扱う店が一箇所に集まっても結果は同じである。売手はリピート購入をしてくれるかもしれない地元の人間ならまだしも、一度きりの旅行者には容易に値下げに応じない。ほかの店でも大して値段が変わらないということがわかれば、自分の店に舞い戻ってくる可能性が高いからである。

情報がスムーズに流れるためには、売手と買手の間に仲介者が必要となる。ここに商人が登場する。商人は安く買って高く売だけの存在ではない。より多くの情報を集積し発信することができる点に商人の本領がある。身近なところでは商社、広告代理店、小売店、インターネット取引などがある。売手は買手を確保する情報や場の存在によって、生産努力が無駄にならないようにする。また、買手は安定して財とサービスの供給を受けることができることによって、自分の資源を無駄に使わずに済む。マス広告などを、必要以上に購買を促進する資本主義の化身として批判的に捉える見方も存在するが、広告そのものは

⁵ 大庭健『所有という神話』(岩波書店、2004年)

⁶ ジョン・マクミラン『市場を創る——バザールからネット取引まで』(NTT出版、2007年)

人々の善の構想の実現に寄与するところは批判者が想像する以上に大きいであろう。たしかに、マス広告という広告のあり方は改善の余地があるかもしれないが、広告自体を否定的にみるべきことにはならない。もしあなたが日常生活の中でお金を出してでも満たしたい欲望があるとき、誰でもいいから広告を出してくれと思ったことが一度もなければ、あなたは自らの善の構想を本気で追及しているとはいえないかもしれない。

（２） 人々が約束を守ると信頼できること

商品の質に関する不確実性を解消するためには、何らかの形で取引相手を信頼できなければならない。そのためのメカニズムとして、まず契約法がある。契約行為そのものを自由な意思に基づく合意という側面から、自由な社会の根幹としてみることもできるが、そのような説明だけにこだわらなくてもよい。契約内容の質と債務履行に信頼を寄せられれば、取引費用を抑えることができ、間接的に個人の善の構想に資源を配分することができる、という意味で個人の自由に寄与するということもできるだろう。

つぎに、契約違反者に関する情報流通にもとづく非公式な評判メカニズムもあげられる。銀行への借金返済が滞れば（手形が不渡りになれば）その情報は当事者だけでなく、直ちに市場に伝わる。このようなメカニズムは、市場の厳しさを示すものであり、まさにその通りなのだが、同時にそれは契約当事者以外の者の安全かつ低コストの活動を支えている。このようなメカニズムがなければ、たとえば融資の要件が厳しくなるなどして社会全体の自由な活動は制限されてしまうだろう。

（３） 競争が促進されていること

競争がより多く行われることにより、売手と買手は特定の相手と必ずしも交渉する必要がなく、しかもより効率的な資源配分の実現が、個別の交渉よりも低い取引費用でできるようになる。オークションの場合は、売手はそもそもいくら値をつければいいのかわからないから⁷買手の持つ情報が最大限活かされる形にする工夫がなされる。この場合、善の構想を追及しているのは買手だが、彼は自らの予算を超えて無理して勝者になろうとしない限り、自由を最大限まで発揮する。

逆に売手が競争をしてくれる場合は、買手にとっては良いことづくしである。それが善の構想に不可欠のものであれば、より安く、より多く手に入れられるわけだし、善の構想に直接関係がなければ、多く払わずに済んだ分を善の構想の実現の費用に回すことができる。いずれにしても、競争の利点は、財は希少であるという前提のもとで、決してその最適な分配比率が事前にはわからない場合、特定の人間の恣意性を介入させることなく、より適した分配結果を発見するという点にあるといえよう。

⁷ ある程度の相場はあるが、その時々により買手がどれだけ評価しているかはやはり正確には知りえない。

（４）財産権を保護し、なおかつ過度に保護しないこと

財産権は主に所有権であるが、必ずしもそれに限らない。生産性をあげる努力をするインセンティブと、必ずしも将来が予測できない不確実な世界でリスクを取り、場合によっては多めの残余価値が手に入れられるというインセンティブを促すことができればそれでよい。例えば、ベトナムではソ連崩壊後、質の悪いトラックの修理のための部品が不足して経済全体の流通が滞ったが、トラックを所有していた政府はやけくそに市民に所有権を付与したところ、急に街中のトラックが走り出したという。他方で中国では改革・開放の段階に入ってから土地の所有権は国家が独占しており、農民は国と賃貸契約を結ぶという体裁をとっているが、果実収益権は認められ、かつ契約破棄もほとんど行われないため、農民は進んで灌漑、排水、台地の形成、土地の肥沃化に努めたという。

財産権を過度に保護しない、というのは知的財産法分野においてフェア・ユースとして語られるものである。知的財産に関しても、インセンティブを高めるという観点からその保護が正当化されうるが、知識はより多くの人に利用されることで諸個人の自由の範囲が拡大する側面もある。知的財産をどう処遇するかについては、政治的な主張をいくら議論しても解決できるものではない。それを一定期間保護するという形態がすでに様々な立場の自由と公共性のあり方を反映しているからだ。国家による財産権保護という形をとる場合は、費用と便益を可能な限り数量化し続け、微調整しながらとりあえずの最適値を探すしかない。フェア・ユースを主張する側も、知的財産の強い保護を主張する側も、正当性を有すると同時に、個人的・集团的利益の確保という側面もあるからだ。もちろん、国家による保護は一つの手段にすぎない。他には、積極的に財産をパブリック・ドメインにおいて認知度と利用者を増やしてからほかのルートで収益を確保するような方法もとりうる⁸。また、国家が積極的に保護を取りやめ、フェア・ユースを促進したり⁹、場合によっては国家が無理やりパブリック・ドメインにおいて後から対価を払うということも考えられる¹⁰。いずれにしろ、費用と便益の数量化作業が、すぐに功利主義として捉えられるわけではなく、財産権者のインセンティブが維持される程度にその利益を確保すると同時に、公衆の利用も可能にする試みは個人の自由の幅を広げることにつながるだろう。注意すべきは国家または法のみが財産権を保護することによってインセンティブを生み出しているのではなく、適度な法というルールの下で機能する市場が知的財産に対する評価を可能にする点においてもインセンティブが生み出されているということである。

（５）第三者に対する副作用の抑制

これは経済学でいうところの外部性の話である。取引にまつわる生産活動が生み出す保

⁸ 音楽業界ではこのようなビジネスモデルが一部成立している。音源の頒布は無制限に認めながら、ライブや関連グッズの売り上げを確保するなど。

⁹ インドの特許制度では欧米の医薬品の一部になかなか特許が下りなかったり、安価なジェネリック医薬品の製造をするインドの製薬業界に有利な規定がある。

¹⁰ 安全な航行に必要な「正確な経度(longitude)の決定方法」はイギリス議会在賞金を約束してアイデアを募集して、時計職人、ジョン・ハリソンがクロノメーターを初めて製作したことで解決された。

証されない副作用の例としては、工場の煤煙や、自動車の排気ガス、漁業における乱獲などもあげられる。漁業などでは共同体の規範がうまく働けば獲りすぎないことも可能であるかもしれないが、それでも工場や自動車の場合を考えればわかるように、市民と法人の自発的な抑制は容易には期待できない。そこで通常は課税が説かれるのであるが、それは一つの有効な可能性がある手段であり、他に規制や排出量取引をうまく利用する手段もある。例えば交通渋滞を緩和するために規制時間に高い料金を要求することにより、その道路をどうしても利用したい人はその人なりの、その道路を必ずしも利用する必要がない人はその人なりの時間と金の有効活用が可能になる。この規制は特定の集団にとって望ましいと考えられた状態を実現もしくは保持するタイプのものではなく、諸個人の自由な行動を反映させるような性質を備えている。排出権に関しては、政府は大きな費用をかけて個別の工場を調査し、排出削減の達成目標をすべて規制の形で指示する必要はない。業界ごとにすでに分かっている大まかな二酸化炭素などの排出量を参考にして排出枠を定め、あとは個々の企業や工場ごとに、より努力をして生産性をあげながら排出量削減に成功すれば、努力が足りず（実らず）排出枠を超えた企業に事前に割り当てられた分に至らない排出量を買収してもらうことができる。念のために述べると、これは決して努力せずに排出する権利を買収することができるようにするための制度ではない。制度がうまく機能するためには排出枠のさじ加減が重要で、政治的圧力に屈せずに削減によって利益を得ようとするインセンティブが働き続けるように工夫する必要がある。個人の自由との関係で述べれば、排出量取引市場そのものがすべての個人にとって有益であることに加え、環境意識が高くそれが自分にとっての善に不可欠だと考える活動に積極的な諸個人は NPO 団体等に寄付をして、その寄付金を餌にして企業に競争させることすらできる。環境問題を解決すべきことはよいとしても、どの程度環境問題にこだわるのかについての合意は個人によって異なるし、こだわりの程度に関する知識も個人個人の善の構想全体の中の一要素として存在する以上、容易に確知することはできない。また多くの企業が環境問題への取り組みをアピールして、中には好感度の高い企業があるとしても、排出量削減に有効な技術はどこで発見されるかどうかわからない。結局、寄付者の利己的かつ利他的態度の度合いと、削減努力の度合いは市場のなかで発見され続けることになる。

以上のように市場の機能を概観して個人の自由との関係をまとめると、市場は単に自由意思に基づく行為形成を可能にするから善の追求に資するというよくある主張以上のものが見えてくる。一点目として、取引費用を抑えて、選択の幅を拓ける機能が認められるだろう。この点に関して選択と自我の関係について少し述べておかなければならない。私個人としては選択できることそれ自体が個人の自由や善の構想に不可欠だと考えているわけではない。自らが置かれた人生の文脈から離れるような積極的な選択をせずに、さまざまな制約の中でごく限られたことしかできないような人生でも幸福を見出すことはできる。それは他者が規定するものでは決してなく、本人だけが発見することのできるものである。

したがって、より多く市場に参加して自らの市場価値を高めながらより多く選択肢の幅を
広げながら契約モデルの人生の全を推奨するつもりはない。とはいえ、自らのおかれた
文脈に善の構想が常に依存しているわけでもない。我々は負荷があるから自由で善に適う
選択ができるのではなく、その幅が広いか狭いかの違いはあるが、何かを信じて行った選
択の積み重ねによって次第に形成され発見されていくものを自我と呼ぶことができるので
ある。このように選択というものを考えれば、それがリベラルな社会であろうとイリベラ
ルな社会であろうと、市場はその社会の中に住むどんな個人のどんな選択でさえも直接ま
たは間接的に低コストにしようという点で魅力がある。社会全体が個人の価値観に対して
開かれた態度をとるような世界では個人の選択は善の構想に直結しうるが、その実現の
ためにさまざまな制約があり個別具体的な選択が困難な場合には、市場が取引費用を抑え
て実行可能性を引き上げてくれるだろう。社会全体がどちらかといえば閉じた性格を持つ
場合でも、市場は特定の価値観や差別の支配の効力を分散させつつ、取引費用を抑えるこ
とで個人にとって可能な行為を増やして活躍の場を広げたり、限られた選択行為がさらに
狭まってしまうことを防ぐことができる。

二点目として、諸個人の善の構想のバランスの再発見を助けてくれる機能がある。われわれは通常、単一の善だけを追求しているわけではない。追及をしたいいくつかの善の
構想間でバランスをとりながら生きている。そしてそれが人間の非合理性の一つの要因で
もあるという逆説的状况が存在する。バランスをうまくとりながら合理的に振舞おうとす
るのだが、そのバランスへの欲求は同時に非合理的な行動を生み出す。したがって、自ら
の善が何であるかを深く問いかけてその実現のために計画を立てたりしながら合理的に振
舞うことは非常に重要なことであるが、初めから合理的な資源配分を確定することはでき
ない。時とともに周辺状況が変化することもさることながら、自らもどのような balan
スがよいか言語化や数値化をできるわけではないからである。仮にその作業をやるとしたら
それ自体がとても大きな一種の取引費用になる。自らの善の構想と照らし合わせて、して
はならないことを明確にすることはある程度できるだろうが、個別具体的に何をどれだけ
すればいいのかについての正しさは事前に知ることにはできないのである。ここで市場を道
具として活用する契機が生じる。特に自分以外の誰かが勝手に競争をしてくれるおかげで
自分があきらめかけていた特定の善の実現可能性が高まるという局面は非常に重要である。
競争によって財・サービスを得る時間・金が減ったり、新たな財・サービスが開発されたり、
害悪を取り除いてくれたりしていることに目を向ける必要がある。過去において市場を
通して提供されてきたものに敬意を払うことなく、「競争に明け暮れてまともな自由なん
てない」としか言わないことは傲慢であるし、現在市場の中で競争を通して生まれつつあ
るものを積極的に探すことなく理想の社会を語ることは怠慢である。また、市場から目を
背けてしまえば、それこそ他者とのかわりの中で追及されるのが通常であるいくつかの
善のバランスが大きく崩れてしまい、何とか達成できた善の価値も減退しかねない。個々
の善の追求は他の善を犠牲にしてでも追及されるものではないからである。

しかし、逆にいえば、これらの機能を兼ね備えないような市場は、それが市場であることには違いないにしても、個人の自由を抑圧する市場制度であるということになる。発展途上国から二酸化炭素の排出量を低価格で買い取り自らは削減努力をしなくてよいことを可能にするのはいくら排出量取引市場という名前がついていても、それは欺瞞そのものである。努力や競争を通じた発見を考慮せずに集団利益のために既存の財を支配するような市場は個人の自由を絶え間なく抑制している。われわれが組み込まれているところの市場はこの面においては非難されてよい。規制緩和が叫ばれるのはこの面においてであり、市場が有効に機能させながら個人の自由に資するようなルール群の放棄では決してない。市場を重視する者は取引費用の高騰をも容認しかねない自由放任主義者とは限らないのである。結局大事なのはトップダウンでしかなしえないような市場設計と（財産権の保護や公的使用、契約法の実現という意味。財産権や契約法の内容を好きなように作り変えていいわけではない）、ボトムアップで市場設計を担う個人・企業の絶え間ない営為の継続にある（情報の流通、信頼の形成、競争の促進）。

市場各論

上で検討したものは、市場があらゆる人に対して開かれたプラットフォームとしての側面であり、個人の自由や善の構想について抽象的に考察がなされていた点で市場総論といえる。そして正義論は、目的論的に展開されるべきではなく¹¹、皆が善の構想を実現できるような手段としてのルール形成の問題であるとするならば、上の市場総論はその抽象的ルール群を説明するものとなるだろう。その意味で通常の実義論の範囲は市場総論まで語ればよい。市場総論の中身はほかに市場制度の設計・運営にかかる費用をだれがどのような形で負担をするか、ルールに反した者をどのように処遇するかの問題があるが、以下では視点を改めて個人の自由の方の検討を進めたい。これは恣意的な侵害はないという意味での個人の自由が確保された状態で、個人の善の構想が最大限実現できるような仕組みはいかにしてつくられるか、という問いを提起するものである。

上の問いに対して国家批判や企業批判だけでなく、市場総論で述べたことをもって解答とすることもできない。ここで問題としているのは市場がもつポテンシャルの最大化ではなく個人の善の構想の内容そのものである。市場総論で明らかにされた市場のポテンシャルを最大化するための工夫は、個人の善の構想の実現を最大限保障しようとするものではなく、最低限実現可能であるようにするためのものなのである。市場総論においては、市場がすべての人のために効果的に役立つものであるために、ルールをより洗練していく必要はあり続けるが、諸個人の希望をむやみに取り込んでいくわけにはいかない。

善の構想の実現具合を評価できるのはあくまで個人である。そして個人の善の構想を

¹¹ 構想実現を約束・保証しようとする理論は財・サービスの供給側の事情を考えていない点でそもそも怪しい。

めぐる情報の多様性、可変性、大量性、未決定性は個人が情報を外部に知らせようとするインセンティブを低いままにする。彼は自らのポテンシャルを最大限活かしきることに価値を見出しているかもしれないし、ほどほどに活かせることに善を見出しているかもしれない。彼女は成長よりもただ愛する人や土地と共にいることだけに価値を見出しているかもしれない。善の構想は大抵複数の善の組み合わせであるから、それが自分にとって善であると判断する主体は常に再認的な解釈を繰り返し、ときには大きく解釈が転換することもある。自分にとっての善を決めかねてとりあえず盲目的に信じるしかない事柄に依存しているかもしれない。したがって、このような善の具体的内容に関する情報を一つの国家に集約することにも、複数の共同体に集約することにも意味はない。国家や共同体が一体何を持つというのだろうか。仮に国家や共同体が道徳的に正しい行為しかしない人たちの集まりで、また十分な財・サービス（に変換可能な金銭）を蓄えているという保証があっても、少なくとも開かれた大きな社会では情報の収集・分析・評価に恣意性や圧力団体の意向が反映されざるをえない。何らかの意思決定を行うには特定の価値判断に依拠せざるを得ないのであり、それが諸個人の善の構想を最大限助けることは考えられない。現実的な問題として莫大な費用がかかるという点も問題である。

他方、善の構想に関連した情報を断片的な形ではあるが今のところ最も多く所有しているのは企業である。財を供給する側の生産者に顧客データがあることもあれば、生産者と消費者を仲介する者が両者のデータを管理している場合もある。おそらく我々が想像する以上に自分に関する情報は様々な場所へ拡散しているだろうが、情報を悪用しない限り、情報の保有自体が悪いと直ちには言えない。むしろ問題は、われわれが市場で出会う企業はそれぞれが専門性を備えつつ諸個人の善の一部にしか対応できなかったという点である。従来、個人の自立支援が福祉サービスとしてなされていたり、能力開発という名の下で労働力の市場価値を高めるサービスであったり、金融業者や保険業者、ファイナンシャル・プランナーによる財務面のアドバイスがあったりしたが、それらは時間的にも金銭的にも非常にコストがかかる上、断片的・一時的なものであった。善の構想の実現に関するニーズに企業はいまだ十分には応えられていない。

しかし、結論として善の構想の実現の全体的なニーズに持続可能な形で最大限対応できるのは企業や一部の商人なのではないかと思われる。なぜなら、現に利益追求がなされているということは、見方をかえれば、その主体が一要素として形成する制度が実行可能性を備えているということである。加えて、企業・商人の利益追求主体という側面が非常に重要ではあるけれども、同時に、情報を最大限効率的に活かしきる主体でもあるという側面に着目すれば、その技術や労力が個人のためにより多く用いられることの重要性が見えてくる。このように仲介に入る「代理人制度」と呼べるものは、企業側においては普く用いられている。その理由は簡単で、企業は自らの事業を継続することに労力を割かなければならず、次の一手に何をすることが最適な利益追求につながるかに関する情報を経営陣の頭脳だけで処理しきれないからである。そのためその企業と取引関係にある他の企業

はただ単に財やサービスを売りに行くのではなく、その企業が抱えているであろう問題の解決になりうるような価値を付加して取引をするのである。銀行やコンサルタント会社だけではなく、あらゆる取引先が目的追求のために寄与してくれているのである。私はこのような代理人制度による目的追求のためのさまざまな方策を個人にも普く用いられることを期待したい。代理人の仕事は民法で描かれるような権限の委任を受けて取引を成立させる、というだけのものではない。代理人は「本人のために」行動するものであり、また、本人が自ら行動する費用を下げ、本人が求める価値の最大化に尽くす存在である。したがって、情報の提供を受けそれに対応した財・サービスを生産する供給者に競争をさせたり、個人が情報をすべて提供せずとも自ら管理しやすいようなサービスを生み出していくことになるだろう。このようにして、市場の中に存在する様々な主体すべてに対してお互いの善の構想の実現、目的追求が可能となるように具体的な営為が生成されうるところを指して、市場各論と呼びたい。

市場総論と市場各論の区別をすることそれ自体に格別の意義があるわけではない。この区別は、市場の総体もしくはわれわれの生活の総体を捉えやすくするための一つの方法である。それはリベラリズムにおける正と善の区別が、決して正の善に対する優位性を意味するのではなく、主役としてのすべての善を最大限バックアップするための正の基底性を意味することを気付かせることに役立つのと同じである。市場総論は、市場各論における追加的な選択の自由の生成のためにわれわれを説得しようとする営みであるが、逆にわれわれの日々の営みから普遍的に必要なだといえるようなルールが新たに生成されて、それが市場総論に還元されていくこともありうる。とはいえほとんどは上の5つの抽象的ルールを個別の事象に応じて具体的・技術的に洗練させたものである。場合によっては6つ目以降が確認されることもあるかもしれないが、既存の5つのルールの有機的な組み合わせの結果である可能性が高い。代理人制度の話などは、市場総論において情報流通や信頼形成の話に解消される側面もあるので、市場総論に含めてもよいかもしれないが、市場を最低限活かすためのルールというよりも、個別主体の側に立って市場を最大限活かすための工夫とみれば、市場各論という概念に位置付けることができる。

市場と私法を通して

本稿では分配的正義を認めない一部のリベラリズムの立場が重視する正義のルールとしての「私法」が、個人の自由との関係でどのような機能を果たしているのかを検討してきた。ここでは私法が機能する場としての市場と個人の自由の関係を考察することで、何か見通しとなるものを模索したわけだが、市場を通して捉えなおされた私法は想像以上にポテンシャルを秘めていると感じられる。現在の日本の民法を参考にして私法の概念を借用した社会像を最後に少しみてみたい。民法総則における法律行為、代理、時効は自由「意思」を有する本人保護という重大な側面がある。総則におけるこの意思主義的な要素を強

調すれば、自己責任を軽視した意思偏重型のパターナリスティックな体系の構築が可能となる¹²。他方、債券法（各論）で語られる契約法のルール群を強調すればより自由「契約」的な社会関係を念頭にした体系ができる。そこでは自己責任が自由の裏返しとして説明される。さらに、物権法では財産権に関するルール群があり、これを強調すれば自己「所有」的な世界観も構築可能であろう。しかし本論で考察した私法の機能は、意思・契約・所有のいずれかを基礎にして政治上の主張を行うものではない。「情報流通」は担保物権法や消費者保護法、「信頼形成」や「競争」は物権法における取引の安全や二重譲渡の論点、「財産権の保護とその度合い」ではインセンティブの話を踏まえながら知的財産法に、「副作用」でもインセンティブの話と関連させながら不法行為法につながっている。そして最後に述べた「代理人制度」は民法総則の一部に位置付けられている。ここまで見渡せば市場・個人の自由との関連で家族法の考察も深められる可能性があることは明らかであろう。リベラリズムは個人主義的な世界観であり、より多くの善の構想の実現を希求するわけだが、そのための方策は何もかも個人ベースで考え始めなければならないわけではない。特に、個人のための「代理人制度」の意義をより強調するような自由な社会像では、契約、財産権、家族などの制度にとどまらず、市場、企業、国家の描き方・あり方も大きく変わってくると思われる。

¹² たとえば、2012年現在の日本の民法の錯誤規定（第95条）では、「意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。」とされている。ここでの錯誤は動機錯誤（意思が形成される前の動機に関する錯誤）は含まれず表示錯誤（意思表示をする際の技術的なミス）だけを指すとされているが、意思表示が「無効」になるという強い効果が与えられている。実際はイタリア民法のように「訂正した上で有効」という効果を与えたり、スイス民商法のように「お互いが信頼して締結するであろう内容」に沿って契約の成立を認めることもできる。取引費用を考えれば、当然後者の方が妥当であり、実務でもそのような運用がなされている。

ちなみに、後段の但書は意思主義の修正をしているかのようだが、意思表示の相手方の信頼を守る際に裏返しとして生じる自己責任に比べれば、それがほんの少しか意思主義を修正していないことがわかるだろう。表意者側の重過失の存在の証明責任は相手方にある以上、それに失敗すれば表意者が無効主張できることになる。取引における信頼を重視する姿勢をとる場合は、相手方が寄せている信頼の程度に応じて裁判所が柔軟に対応することになる。相手方が認識できないような表意者の過失がある場合は、それが重過失であろうと軽過失であろうと契約は有効に成立する方向へ傾くだろう。逆に、相手方が表意者の過失を認識していた場合は、相手方には保護されるべき信頼利益はないことになり、表意者はたとえ重大な過失があっても無効を主張できる余地があってよい。つまり、但書は一見取引の安全を保護しているようではあるが、市場の中で信頼が最大限機能するためには洗練されているとは言えないルールなのである。

（もちろん、表示錯誤の事例は当事者がうまく対応すれば裁判所に持ち込むほどの紛争にはならないので、現実に民法95条が適用されて大きな影響をもたらすことはない。）